

令和4年第4回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年4月11日(月) 午後1時30分

2 閉会 令和4年4月11日(月) 午後3時27分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 13人

1番 渡邊 豊

2番 定井 正雄(会長)

3番 林 眞理(農政担当)

4番 國府 直幸

5番 若林 勤

6番 小原 弘

7番 小西 忍

9番 阿部 英志

10番 渡邊 則文

11番 能登谷 和正(会長代理)

13番 中田 省吾

14番 犬飼 正己

15番 秋山 陽太郎(農地担当)

欠席 2人

8番 河田 直樹

12番 仮谷 昌典

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘

茅原 弘和

武田 英雄

前田 操

守安 淳市

山田 隆正

池上 次男

小西 安彦

竹内 功次

長代 悦和

東 茂

大月 泉

黒瀬 昭夫

高上 忠義

黒江 冊旨

友野 伸樹

藤井 久美

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義

次長 山室 浩二

主査 萬成 教雄

主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

3番委員

4番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第13号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第15号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第16号 農用地利用集積計画について

報告第10号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第11号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和4年第4回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が13名。欠席が2名。欠席は、8番河田委員、12番仮谷委員でございます。そして農地利用最適化推進委員が17名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、4番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第17号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号82番】

(農地担当) 82番、日羽の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) 3月26日に現場で立会しました。この土地は、受人が10年以上作物を作って、きれいに管理されております。詳細は大月委員お願いします。

(農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。

(大月委員) 渡人が市内に移られて管理できないということで、自宅と目と鼻の先にある土地で、管理しやすいということで、受人にお願いしますということです。私どもとしても大変ありがたいということですので、よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。82番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、82番は許可されました。

【受付番号83番】

(農地担当) 続きまして83番、下林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) 高齢で農業が出来なくなり、後継者がいないということで、近所で昔から世話になっている受人にお願いするということです。地元としては問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。８３番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、８３番は許可されました。

【受付番号８４番】

(農地担当) 続きまして８４番、西阿曾の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(３番委員) 渡人は、高齢で現在、独居の状態で、農地を手放したいということで、３条の申請に至ったということです。受人は、農業への関心が高く、農作業は家族と周辺の農家に作業を委託してやっておられます。今回の申請はやむを得ないと考えております。よろしく審議のほどお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。８４番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、８４番は許可されました。

【受付番号８５番】

(農地担当) ８５番、福井の件につきまして地元委員の説明をいたします。

(１５番委員) この農地は、受人が従前から水田を耕作されてきました。この度、地主からの要望です。去年までは自作地だったと思います。これらは、受人の住居から近いことから、地元としては問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。８５番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、８５番は許可されました。

【受付番号 86 番】

(農地担当) 86 番, 秦の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(池上委員) 今日は, 委員が出席出来ないということで, 私から報告します。渡人が, 市外に住んでおられて, 管理が難しいということで, 以前から耕作していた受人が, この度, 購入することとなりました。問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。86 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 86 番は許可されました。

【受付番号 87 番】

(農地担当) 続きまして 87 番, 楨谷の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(13 番委員) この案件ですけど, 渡人の持病が悪化して農業が出来なくなったことから管理をお願いすることになりました。受人はしっかり農業をされておられる方なので問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。87 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 87 番は許可されました。

【受付番号 88 番, 89 番】

(農地担当) 続きまして 88 番, 山田の件につきまして, 89 番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。なお, この案件については 7 番委員が関係者になっておりますので, 退出をお願いします。

(7 番委員 退席 1 時 50 分)

(農地担当) それでは, 地元委員の説明をお願いいたします。

- (東委員) この場所は、1町の割田の真ん中にあり、作業がやりにくいということで双方合意のうえ、交換するものでございます。よろしく審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (6番委員) これは、面積の差があるけど、これはいいんでしょうか。
- (東委員) 耕作面積の差については、合意されてこのような状況になっています。
- (農地担当) 他に何かございませんか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。88番、89番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、これらは、許可されました。入室してもらってください。

(7番委員 入室 1時54分)

- (農地担当) 以上で議案第12号の審議は終了いたしました。

【議案第13号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第13号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) **【議案第13号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号32番】

- (農地担当) 32番、井尻野の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。
- (4番委員) 4月5日におきまして、私と2番委員、3番委員、推進委員の池上委員、山田委員、事務局1名の計6名で現地調査をさせていただきました。転用申請地の周辺状況といたしまして、東が宅地、西が田、南は市道、北が田というような状況でございます。転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われまして。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 東の宅地が申請人の宅地です。現在は既存宅地にお子さんが住んでいますが、手狭になったということで、隣に家を建てるということです。周辺営農状況については、問題ないものと考えております。

- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。32番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、32番は許可されました。

【受付番号33番】

- (農地担当) 33番、秦の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。
- (4番委員) 転用申請地の周辺状況といたしまして、東が宅地、西が宅地、南は市道、北が山林というような状況でございます。ここはすでに駐車場となっており事後申請です。
- (農地担当) それでは地元推進委員からの説明をお願いします。
- (池上委員) 今から30年ほど前に裏山が崩れて旧屋敷跡に家を建てたけど、駐車場がないということで駐車場を作ったのですが、申請をせずに作ったということで、始末書が提出されています。よろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 今回始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。33番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、33番は許可されました。

【受付番号34番、170番】

- (農地担当) 34番、三須の件ですが、5条の170番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (4番委員) まず、34番ですが転用申請地の周辺状況といたしまして、東が畑、西が市道、南は宅地、北が畑というような状況でございます。転用した場合の周辺農地への影響はないもの

と思われます。170番ですが、東が宅地、西が市道、南は宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われます。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。

(14番委員) 地元としては問題ないと考えます。詳細は守安委員から説明をお願いいたします。

(農地担当) それでは守安委員からの説明をお願いします。

(守安委員) この案件は、農業用倉庫が狭くなり、軒を出したのですが、それがはみ出して、申請をしていなくて、この度始末書が提出されています。用水については、南側にあります。排水については、既存の排水路に接続するようにします。生活雑排水はありません。日照通風は問題ありません。土砂の流出ですが、境界部分にはブロック擁壁を設置し、隣接地に流出しないようにします。もう一つのほうですが、家を建てる案件ですが、用水は南にあります。排水については、既存の排水路に接続し、生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、周辺への土砂流出は問題ありません。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 34番については、今回始末書の提出があります。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。34番、170番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号35番】

(農地担当) 35番、新本の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南は道路、北が道路というような状況でございます。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員) この件は、資材置き場として申請をしております。営農条件への影響についてですが、雨水は既存水路へ排水します。汚水については、公共下水に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、北と東側にブロック土留めを設置し流出しないようにします。周辺農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、地元推進委員の長代委員、何かありますか。

(長代委員) 委員さんと同意見です。ありません。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一段の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しています。例外規定として集落に接続して設置される施設としています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、35番は許可されました。

【議案第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第14号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号160番】

(農地担当) 160番、南溝手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が道路、北に田があります。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水は北側水路から確保できます。排水は、道路側溝へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック土留めを設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。160番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、160番は許可されました。

【受付番号161番】

- (農地担当) 続きまして161番、清音柿木の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (4番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が宅地、南が市道、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) ここは、50年くらい前からずっと宅地の進入路になっており、なんら農地への影響はないものと判断します。よろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) こちらは、宅地の進入路ということで始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。161番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、161番は許可されました。

【受付番号162番、163番、166番】

- (農地担当) 続きまして162番、清音柿木の件につきまして、163番、166番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (4番委員) まず、162番です。周辺の状況ですが、東が田、西が畑、南が畑、北は宅地です。次に163番、東が田、西が宅地、南が畑、北は宅地です。次に166番、東が畑、西が市道、南が市道、北は畑です。いずれも転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) この土地は、20年くらい前から北のほうから順番に切り売りをしているような場所で

す。農地への影響はないと判断しています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願ひいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というこゝで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 申請書の表記についてですが、作付けされていないのに収量の表記があったと思ひますが、事務局こゝは、修正してもらいませうか。

(主査) 166番のことだと思ひますが、こゝちは訂正するように処置させてもらいます。

(農地担当) 訂正を待ちまして許可という形をとつてはと思ひますが、地元委員どうですか。

(6番委員) よく、釘を刺しておいてください。

(農地担当) それでは、申請書訂正の後、地元委員さんに連絡いただき、確認いただき許可という形をとりたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) では、そのようにいたします。

【受付番号164番】

(農地担当) 続きまして164番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願ひいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が宅地、北は畑です。転用した場合の農地の影響はないと思ひます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) こゝは、数年前から切り売りが続いています。周辺農地の影響はないものと思ひます。この周辺は今まで、農振除外をかけてきていますが、この区画が終わつた段階で止めたいなと思ひています。優良農地がなくなつてくるので、この辺りは、地元、関連部署と考えています。今回の件については、問題もないと考えていますので審議をよろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願ひいたします。

(主査) 市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということゝで第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。164番を許可することにご異議ありませうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、164番は許可されました。

【受付番号165番】

(農地担当) 続きまして165番、富原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が水路、南が水路、北は市道です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) 申請地は、集落の密集地になります。用水については、支障ありません。排水は、道路側溝へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、地元推進委員の小西委員、何かありましたらお願いします。

(小西委員) 11番委員の説明のとおりです。問題ありません。ご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。165番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、165番は許可されました。

【受付番号168番】

(農地担当) 続きまして168番、秦の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東がソーラーパネルを設置しています、西が田、南が田、北が市道というような状況でございますが、転用した場合の農地の影響はないと思われま。以上です。

(農地担当) それでは、地元推進委員の池上委員、説明をお願いいたします。

(池上委員) この案件は、娘さんと主人が同居しているけど、手狭になったということで、家を建てることになりました。問題ないと思いますのでご審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。168番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、168番は許可されました。

【受付番号169番】

- (農地担当) 続きまして169番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (4番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が道路、北が田というような状況でございますが、転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (3番委員) 地元としては、問題ないと考えております。詳細は武田推進委員から説明をお願いいたします。
- (農地担当) それでは、地元推進委員の武田委員、説明をお願いいたします。
- (武田委員) 雨水排水については、集水柵を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽に接続し直接水路に流入しないようにします。日照通風については支障がないようにします。土砂流出については、境界部分にブロック擁壁を設置し、隣接地に土砂が流出しないようにします。総合判断といたしまして問題ないと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。169番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、169番は許可されました。

【受付番号171番、172番】

- (農地担当) 続きまして171番、上林の件につきまして、172番と関連案件でございますので一

括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) まず、171番の周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が宅地、北が田というような状況でございます。172番については、東が道路、西が田、南が宅地、北が露天駐車場というような状況でございます。転用した場合の農地の影響はないと思われまゝです。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 地元としては、転用されても問題ないと考えております。詳細は、守安委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、地元推進委員の守安委員、お願いいたします。

(守安委員) どちらの案件とも、用水については、東と北に水路があります。雨水排水については、集水桝を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽に接続し、直接水路に流入しないようにします。日照通風については支障がないようにします。土砂流出については、境界部分にコンクリートブロック擁壁を設置し、隣接地に土砂が流出しないようにします。総合判断といたしまして問題ないと思われまゝです。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。171番、172番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号167番】

(農地担当) 続きまして167番、門田の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が宅地、北は畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 周辺に水田はなく、原野のみですので、通水の問題はありません。北、東にある既存畑地にも影響がないと考えています。問題もないと考えていますので審議をよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (6番委員) この案件は、500平方メートル以上ですけど問題ないですか。
- (主査) ここが、傾斜地になっており、進入路部分の面積が大きくなったということです。
- (10番委員) 質問ですが、法面があれば、500平方メートルをオーバーしても構わないのですか。
- (次長) 面積制限があるのは、1種農地であって、この案件については、第2種農地ということなので500平方メートルという制限はないです。
- (10番委員) 必要最低限ということであれば、法面が多くても、2種農地なら面積制限はないということですね。
- (次長) そのとおりです。
- (農地担当) 他に何かありますか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。167番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、167番は許可されました。

【議案150号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

- (農地担当) 続きまして議案第15号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (次長) **【議案第15号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

【受付番号4番】

- (農地担当) まず富原の件について現地確認の結果報告をお願いします。
- (11番委員) この道路、水路はすべて会社の所有地となっております。廃止しても道路、水路については影響ありません。地元委員として問題ないと考えております。よろしくご審議お願いします。
- (農地担当) 小西推進委員、何かありますか。
- (小西委員) 全く問題ないと思います。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは用途廃止しても周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。
- (委員) よろしい。
- (農地担当) それではそのように回答させていただきます。

【受付番号5番, 6番】

- (農地担当) それでは、久代の件について現地確認の結果報告をお願いします。
- (1番委員) 現在墓地があつて、現状に合わせて境界を復元したものです。現状に合わせた形にするのでなんら問題ないと考えております。地元委員として問題ないと考えております。よろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) 竹内推進委員、何かありますか。
- (竹内委員) 1番委員の報告のとおりです。ここの道は比較的きれいで、現状通りに境界を合わせるだけですので、問題ないと思います。
- (農地担当) 周辺に農地はないのですか。
- (1番委員) ここは、山の中なのでないです。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは5番, 6番について用途廃止しても周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。
- (委員) よろしい。
- (農地担当) それではそのように回答させていただきます。

【議案第16号 農用地利用集積計画について】

- (農地担当) 続きまして別紙になります。議案第16号, 農用地利用集積計画について、を議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第16号 農用地利用集積計画について朗読】
- (農地担当) まず、関係委員さんの5番委員, 6番委員, 7番委員, 10番委員, 13番委員, 14番委員, 茅原推進委員, 山田推進委員, 小西推進委員, 竹内推進委員に退席をお願いします。

【5番委員，6番委員，7番委員，10番委員，13番委員，14番委員，茅原推進委員，山田推進委員，小西推進委員，竹内推進委員 退席 2時57分】

(主査) 【議案第16号 農用地利用集積計画について説明】

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが，まずは，目を通していただいて何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら，原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは，原案のとおり承認いたします。委員，推進委員入室してください。

【5番委員，6番委員，7番委員，10番委員，13番委員，14番委員，茅原推進委員，山田推進委員，小西推進委員，竹内推進委員 入室 3時1分】

【報告第10号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に，報告事項に入ります。報告第10号，事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第10号 報告書について朗読】

【報告第11号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に，報告第11号，事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第14号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 22ページ以降は，その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが，本日許可された議案につきましては，速やかに許可書を交付することといたします。また，条件付きがございました案件は，条件履行の後に許可書交付いたします。また，開発許可が必要なものにつきましては，同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は，3条関係が8件，4条関係が4件，5条関係が13件で

ございました。総社市所有公共用財産の用途廃止の件については、3件、周辺営農上問題なしとしました。また、農用地利用集積計画について原案どおり承認としました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4その他に入ります。遊休農地対策特別委員会の委員長から報告を求められていますので、お願いいたします。

(委員長) 令和3年度の農地パトロールの結果について報告します。結果については、お手元に配布しております。内容について事務局から報告します。

(主査) **【農地パトロールについて報告】**

(委員長) 事務局から報告がありましたとおり、班ごとの再生不能と遊休農地の境がばらついていて感じましたので、目線合わせを行いたいと思いますので、また日程調整をさせていただきますと思います。以上です。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) **【閉会挨拶】** 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時27分